

平成28年1月22日
平成27年度 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)

補修の技術的課題に対応した 入札契約制度の検討

(1) 点検・診断・修繕設計

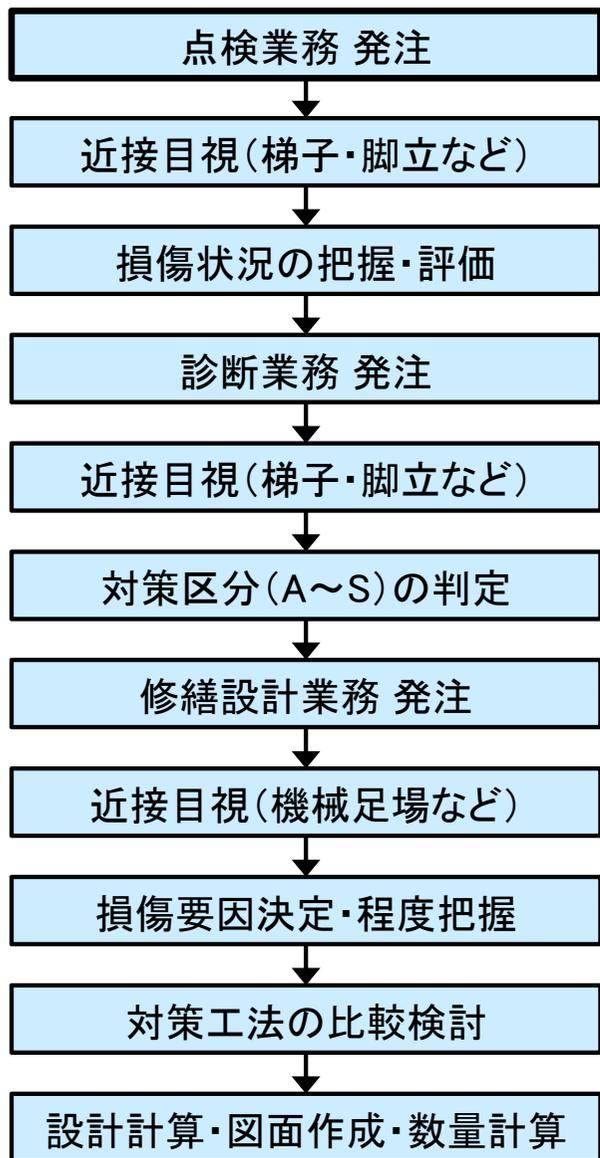
品質に関する課題

費用に関する課題

点検

診断

修繕設計



(検査・納品)

■ 適切に診断を行える企業や技術者評価方法の課題

■ 足場の設置が困難な場合、業務成果の品質に影響する恐れがある
 ■ 足場が無いと調査できない箇所については、現場の実態に適合した損傷程度の評価が難しい

■ 適切に修繕設計を行える企業や技術者評価方法の課題

■ 足場の設置や詳細調査(コンクリートはつり検査等)について困難な場合があり、業務成果の品質に影響する恐れ

■ 標準歩掛・標準単価(交通誘導員等)等による積算金額と実勢価格が合っていない

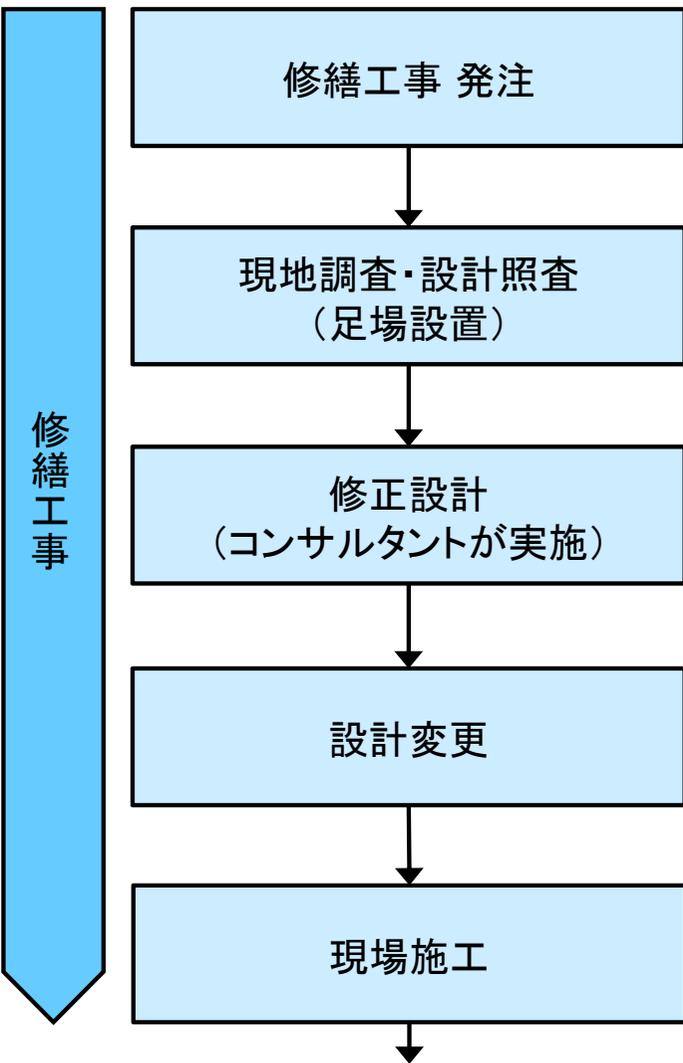
■ 設計頻度、関係機関協議の回数が多く、標準歩掛等による積算金額と実勢価格が合っていない
 ■ 設計変更内容に見合った契約変更がされていない

■ 発注者からの意見
 ■ 設計者からの意見
 ■ 施工者からの意見

(2) 修繕工事

品質に関する課題

費用に関する課題



- 難易度が高い修繕工事における企業や技術者評価方法の課題
- 工事の難易度に見合った工事種別や競争参加資格となっていない

- 積算の条件と現場条件の不整合により、不調・不落の発生する恐れ
- 官積算と実績価格が合っていない
- 発注ロットが小さい場合、利益が少ない
- 発注ロットが大きい場合、修繕工事の現場が点在し、作業効率が低下により採算性が悪化

- 修正設計が発生した場合、工期に影響

- 修正設計に見合った契約手続きがされていない。

- 施工着手後に修繕設計で把握しきれなかった現場条件が発覚し、大幅な工事内容の変更が生じる課題

- 設計の不具合に気付かず、そのまま工事を実施してしまう恐れ

- 発注者からの意見
- 設計者からの意見
- 施工者からの意見

(検査・納品)

修繕工事の技術的課題に対応した入札契約制度(案) 国土交通省

 : コンサル

 : 施工者

		調査(点検)・計画	概略・予備設計	詳細設計	施工
		現状やニーズを把握した上で目的物の諸元や事業方針を決定	計画段階で決定した諸元や方針に基づき目的物の構造形式等を決定 (修繕: 対策工法の決定)	予備設計で決定した構造形式等を対象として、構造細目・工事数量を決定 (修繕: 細目決定・数量算出)	詳細設計で決定した設計書に基づき、現場の状況に合わせて施工計画の見直しを行い目的物を建設
新設工事		交通省調査、道路概略・予備設計	橋梁予備設計	橋梁詳細設計	橋梁工事
修繕工事	① 橋梁点検・診断の結果、橋梁補修設計の際に、足場の設置が必要と判断した場合	橋梁点検・診断・計画	橋梁修繕設計 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 工事の受注者が設計段階から関与する方式 施工予定者による技術協力 (足場の設置、コンクリートはつり作業、施工計画に関する助言など) </div>		橋梁修繕工事
	② 橋梁点検・診断の結果、橋梁補修設計の際には、足場の設置が必要でないと判断した場合	橋梁点検・診断・計画	橋梁修繕設計	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 足場設置 詳細調査・工事図面作成 (随意契約) </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 設計変更 </div>	橋梁修繕工事
	③ 未把握損傷の潜在的リスクが低い修繕工事	橋梁点検・診断・計画	橋梁修繕設計		橋梁修繕工事

※ 「維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案) 平成27年3月 公益社団法人 土木学会 建設マネジメント委員会」に加筆・修正

今後の対応

技術提案・交渉方式を先駆的に適用する修繕工事を実施し、具体的な検証を通じ、活用に向けた検討を進める。

※ 先行事例については、技術提案・交渉方式の趣旨に鑑み、施工にあたり高度な工法等の活用が期待される案件を中心に今後検討

進め方(案)

- ① 発注者は、修繕設計の実施中に、当該設計に係る工事の優先交渉権者(施工予定者)を**プロポーザル方式により選定**する。
- ② 優先交渉権者は、別途実施している修繕設計に対し、**足場設置等の「補助協力」や独自のノウハウ・工法技術に基づく「技術協力」**を行う。設計者は、優先交渉権者の「補助協力」や「技術協力」を踏まえて、対策工法の最適案を選定し、細部構造や数量の算出を行う。
- ③ 発注者と優先交渉権者は、上記②の設計成果を見積条件として価格等の交渉を行う。
- ④ 発注者は、優先交渉権者との交渉が合意に至った場合は、その合意内容に基づき予定価格を作成し、随意契約を締結する。交渉が不成立となった場合は、プロポーザル方式における次順位者との交渉に移行する。

今後検討を要する課題

- ・修繕設計の完了前に修繕工事の優先交渉権者を選定する方法